

地方分権改革有識者会議（第2回） 議事録

開催日時：平成25年4月26日（金） 17:00～18:54

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館6階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、小早川光郎座長代理、柏木斉、後藤春彦、白石勝也、勢一智子、谷口尚子、古川康、森雅志の各議員

〔政府〕新藤義孝内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、坂本哲志内閣府副大臣（冒頭挨拶）、北村茂男内閣府大臣政務官、青木信之内閣府地方分権改革推進室次長、新井豊内閣府地方分権改革推進室次長

主な議題

地方分権改革の在り方について

（神野座長） それでは、定刻ですので、ただいまから「地方分権改革有識者会議」の第2回目の会合を開催したいと存じます。

議員の皆様方には、まさに夜のとぼりが下りようとする頃からお集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。なお、新藤大臣は国会に御出席されているため、当会議には遅れて御参加の予定です。

まず初めに、お忙しい中いつも御臨席いただいております坂本副大臣から御挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

（坂本副大臣） 皆様、今日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

神野座長が言われましたように、新藤大臣は今日衆議院の内閣委員会に出席しております。いわゆるマイナンバー法案の締めくくりの最後の質疑でありまして、本来ならば17時頃には採決ということだったのですが、日程が変更になりまして遅れております。多分1時間ほど遅れての出席になると思いますが、御容赦いただきたいと思います。お待ちしております。

本日は、中間的な整理に向けて基本的な考え方を神野座長のたたき台を基に論議していただくということですので、どうか皆様方の積極的な御審議、御論議をお願い申し上げたいと思います。本日はありがとうございます。

（神野座長） どうもありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず初めに、本日の会議の流れを簡単に御説明したいと思います。本日は前回に引き続きまして、地方分権改革の在り方について御議論を賜りたいと考えております。

前回の議論を踏まえまして、私の方で作りました議論のたたき台としての資料を準備しております。このたたき台につきまして、私から趣旨説明を簡単にさせていただいた後、事務局から補足で説明していただきたいと思っております。

続いて、事務局から、前回、古川議員から御要望がありました平成22年の各府省の検討で引き続き出先機関の事務・権限とするものとされた資料について説明いただきたいと思います。その後、議員の皆様から御議論を頂戴する予定です。

それでは、資料の説明等に入りたいと思いますので、お手元の資料「個性を活かし自立した地方をつくるために（検討試案）」、を御覧いただければと思います。

はじめに、この検討試案は、前回議員の皆様方から頂戴いたしました御議論を材料にいたしまして、新藤大臣の御指導を賜りながら、事務局の協力を得て、私の責任でもってまとめさせていただいたものです。そこにミッション、ビジョン、アプローチ、ポイントというペーパーの大きな構成を掲げています。

ミッションは、地方分権改革を何のためにするのかという目的を書いたところですが、新藤大臣から前回も御説明がありましたように、地方を元気にし、国を元気にするというミッションについては「個性を活かし自立した地方をつくる」とさせていただいております。副題を「～更なる地方に対する規制緩和と権限移譲」としております。家は砂の上に作ってはならない、岩の上に作れ、という言葉がありますが、地方が砂のようになっているのは国民の家たる国家は成り立たず、雨降り風吹けば家は倒れてしまうので、地方が一つ一つ強固な岩となって、それぞれの個性を持った岩を形成し、その上に国民の家たる国家を作ることが重要であると思っており、ミッションは「個性を活かし自立した地方をつくる」とさせていただいております。

そしてミッションを実現するためのビジョン、つまり、どのように実現してどうしたら良いかというビジョンとしては、3つの主要な柱を掲げております。まず、「行政の質と効率を上げる」と掲げておりますが、これは新藤大臣が総務省に提示しております7つのミッションの最後のところから取らせていただいております。重要なポイントは、効率という量的なものだけではなく、質を強調している点であると思っております。これは単なる行政の質、効率と一般的に言われていることだけではなく、それぞれの地方の行政学で言うと有効性と言いましょか、それぞれの地方のニーズに応じた質がマッチしているということが重要になりますので、それを掲げています。そして、「まちの特色と独自性を活か」しながら「地域ぐるみで協働する」、この3つを三本柱として掲げているところです。

もう一つは、そうしたビジョン、ミッションなどをどうやって進めていくのかという推進体制をアプローチのところ掲げています。推進体制の構築として、「地方分権改革推進本部で政策を検討・決定」し、調査・審議機能を持つ有識者会議において議論を

進めると同時に、この改革を確実に進めていくために「テーマごとに専門部会を設け、客観的な評価・検討」を行うとしております。これはあくまでもプランでありまして、言うまでもなく決定は本部が行うということになってはいますが、推進体制についての提案を書いているところです。

そうして、これらを実施していくための原則のようなものをポイントとして4つ掲げています。「1：住民の想いを大切にする」について、前回は複数の議員から、住民の参加、想いを大切にすることが出ておりましたので書いているところでありますが、これはわざわざ「思」という字を使わずに「想」を使っているところが重要です。住民の想いを大切にしながら、それに一番身近な「基礎自治体の考え方を汲み取」って、そして地域社会が内部から「元気をつくる」。そして、その一つ一つの地域社会の広域的な連携を促進するということが原則になるとうたっているところです。

大まかな説明はこの程度にさせていただきます、今、申し上げたことについて少し詳細に立ち入りながら、事務局から補足的な説明をお願いしたいと思います。

(青木次長) 引き続きまして、この資料の2ページ目、3ページ目について、補足説明をさせていただきます。

1ページ目の右肩のビジョン、ミッションを達成するためにどういう目標設定を考えていくのか。その基本的な考え方ですが、ビジョン1は「行政の質と効率を上げる」、ビジョン2は「まちの特色・独自性を活かす」、ビジョン3は「地域ぐるみで協働する」と書いてあります。相互に関連しておりますが、地方分権改革を進めることにより「行政の質と効率を上げる」というビジョン1について言えば、住民の方を徹底的に向きながらサービスを考えていくということによって質を上げていくことが重要になります。そこで協議する相手等が減ると、当該団体で判断、意思決定ができるということによってスピード感のある政策実行もできるでしょう。そして、政策手立てが増えていくということにより総合的なサービスが提供可能となるとともに、メリハリのあるサービス提供も可能となるでしょう。また、国と地方の重複業務の解消により効率を上げるということ、あるいは縦割りの仕組みから横割りでいろいろな行政の仕組みが考えられることによって、電子行政等のイノベーションの導入もしやすくなります。そうしたことで、行政の質と効率を上げるということです。

資料左下に、「まちの特色・独自性を活かす」という項目があります。このビジョンに沿ってどういうことが併せて実現できるだろうかということですが、その時に考えなければいけないことは、その地域の個性、地域の様々な資源、これをうまく活かしていくということです。この地方分権改革が進むということになれば、国からこうしろということではなく地方がそれぞれで考えるしか道はないということになり、そうでなければ独自の発想をもとに施策を作っていかなければいけないし、そういう癖が自然とついていくはずですが、そのことが地域間の競い合い、工夫のし合いということにも結びついていくのではないのでしょうか。そういう競い合いが、ある意味ビジョン1の「行

政の質と効率を上げる」にもつながってくるだろうと思います。

資料右下のビジョン3ですが、その地域でものを考えて地域で政策体系を作っていくことを実現しようと思った場合において、行政のみならず様々な活動主体の連携がどうしても必要になってきます。これは協働と書いてありますが、そういった活動主体が有機的に結びつくということで一定の力が生まれてきます。そこに様々な人が知恵を出していこうということであり、知恵だけではなく、例えばお漬物を作るのが上手なおばあちゃんの手などというのものもあるかもしれませんが、いろいろな人の関わりの中で多くの人材の活躍の場というの生まれてくるのではないのでしょうか。あわせて、その地域と別の地域とのネットワークも、いろいろな点で重要だろうと思っており、これから国全体として人口が減っていく、高齢化が進んでいく中での連携、あるいは防災等も含めていろいろな連携があると思いますが、それらの連携が更なるネットワークを形成することにも結びついていくのではないかと考えたことをこの図でまとめさせていただいております。

3ページですが、これからの議論を進めていくに当たっての段取りも含めて、推進体制の構築ということをもとめたものです。前回の会議でも御説明申し上げておりますように、意思決定をするところは地方分権改革推進本部、総理を本部長として全閣僚からなる本部でどうするのかを決めていくのですが、この本部に対し材料を提供する、あるいは課題について調査・審議をしていく場が、本日開催している有識者会議です。この有識者会議において、現実に地方分権改革の具体的な内容を検討するに当たっては、専門部会を設けてはどうかということが3ページの資料の内容です。意味合いとすると、客観的に権限の移譲ならば、どの権限を移譲の対象とするかについて評価・検討をして、国、地方双方からの話も聞いた上で一定の答えを出していく、密な議論をする場を設定してはどうかということです。どういう設置の仕方をするかということについては、今のところの案ですが、具体的かつ重要なテーマごとに設置するというところで、のべつ幕なし作るということは難しいだろうと思いますので、一定のテーマについて対象を絞って議論するための専門部会を作ってはどうかと思います。その場合の専門部会の構成としては、専門家、場合によってはこの有識者会議の構成員の中からも参加いただき、学識経験者等を構成員として客観的な御検討をいただき、そこで出していただいた答えを有識者会議に返していただくというような検討の進め方をしてはどうだろうかということが3ページの内容です。資料の補足説明は以上です。

なお、1ページ目の内容について、神野座長から丁寧に御説明いただいたところです。神野座長に、前回の議論を踏まえてまとめていただいたものではあるのですが、言葉遣い等については、できる限り平易かつ簡潔に、そのことによっていろいろな方々が議論しやすいようにということで、かなり細かいところまで大臣からも指示をいただきながらまとめてさせていただいております。その点、1点だけ補足させていただきます。説明は以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、引き続いて事務局から、先ほど申しましたように古川議員から御要望のありました参考資料について説明をお願いしたいと思います。

(新井次長) それでは、前回国から地方への権限移譲の関係で、平成22年の各府省の検討で、「全国的あるいは選択的に移譲する」とされたものについての資料をお配りしたところ、古川議員から、各府省が「引き続き出先機関の事務・権限とする」としたものについても配るように御指示がありましたので、今回提出させていただきました。御覧いただければ分かりますように、各府省の検討で、「引き続き出先機関の事務・権限とする」としたものの、これを出先機関ごとに全て残すもの、あるいは一部残すもの、こういった順番でまとめたものです。各府省の検討の「事務・権限名」というところに対しまして、右に「「工程表」の記載内容」とあります。これにつきましては、平成21年の「工程表」で、各府省から「移譲」の記載があるものについてここに記載させていただいております。また、17ページ以降には「工程表」において「移譲」とされなかったもので平成22年の各府省の検討では移譲可能とされたものについて、前回同様ですが該当部分を添付しておりますので、合わせて御覧いただければと思います。以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、議員の皆様方から御議論を頂戴したいと思いますが、このたたき台はあくまでも私の責任において皆様方の議論を生産的にしていただくために準備をさせていただいたものです。資料の順にしたがって御議論を頂戴したいと思いますが、まず1ページと2ページのミッション、ビジョン、ポイントと、3ページのアプローチ、つまり、新たな推進体制の構築という論点と、最後に全体の論点があるかと思しますので、大体3つぐらいに分けて御議論を頂戴できればと考えております。もちろん、行きつ戻りつしていただいても構いませんが、まずは効率的に議論をするために、1ページ、2ページのミッション、ビジョン、ポイントについて御意見あるいは御質問、更には肉付けをしていただきたいと思いますので、議員の皆様方からの所見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

(小早川座長代理) ありがとうございます。資料を事前にお送りいただいて、しばし眺めて、非常に分かりやすくまとまっていると思いました。最初の、ミッション、ビジョン、ポイントについてということなのですが、1つ総論的な感想を申し上げたいと思います。

「ミッション」というのは、恐らく政府から会議に、あるいは地方分権改革という作業全体に与えられた具体的なミッションであると思います。それが、「個性を活かし自立した地方をつくる」であり、副題として、「地方に対する規制緩和と権限移譲」ということがあります。これは地方分権改革のまさに中核的な、あるいは本質的な内容を表現しているものと思いますが、気になると言いますか、考え方をもう1つ重ねておきたいと思います。ここに出てくる地方、規制緩和、権限移譲、全て地方自治体にポイント

を絞った言葉です。規制緩和というのも、義務付け・枠付けの見直しということで、これは地方自治体に対する縛りを緩める、なくすということです。権限移譲というのは地方自治体に対して権限を移譲するということです。国から地方自治体、都道府県から市町村へということで、個性を活かし自立した地方をつくるということになっているのですが、要するに地方自治体を強めましょうということなのです。地方分権改革の元にあるのは、地方自治体を強めることを通して地域の住民の幸せ、あるいは今の状況で申しますと、元気を育てるということであると思います。地域の住民の元気というか幸せというか、それを育てることを通じて、また地域そのものに元気をもたらしめます。生活者たる住民もそうですが、その地域に関わるいろいろな住民組織なり、事業者、企業、もちろん地域の企業だけではなくて全国的な企業、グローバルな企業が対象でも良いわけですが、その地域に対して何かをなし得る様々な力を地域に集中するということ、それを通して地域そのものが元気になるということが大事なのではないのでしょうか。現にある都道府県や、市町村が、一生懸命よくやっておられるということは、私は大変評価しております、その、現にある地方自治体にポイント、焦点を絞ることはもちろん重要なのですが、それによって何を達成するのかというところが、言わずもがなということなのかもしれませんが、このペーパーでは書かれておりません。地方分権を更に進めていくというときに、いろいろな意見は出てくるわけで、ただ地方自治体を強めるだけではどうなのかという言い方も出てくるかと思えます。地方分権は何のためなのかを、この際何らかの形で確認しておくのが良いのではないかと思います。

(神野座長) ここでの地方は、地方自治体というよりも先生がおっしゃった広い意味での地域社会ということであると思います。ただ、そのための少し前の前提条件としての地域住民の幸福ないしは元気という、そもそもの目的が少し分かるように表現を変えた方がよいのではないかと御意見ですね。ありがとうございます。

(森議員) 今の先生のお話を聞いていても同じように思うのですが、基本的にポイントの1番に「住民の想いを」となっていますが、忘れてはいけないのは、「住民」という言葉の中には将来の住民も含んでいるということを外してはいけないと思います。それは必ずしも地方分権だからではありませんが、基本的に住民の声や住民の想いというときにどうしても現在の住民に引っ張られてしまっていく傾向が特に最近顕著だと思うので、あえて申し上げたいと思います。ここでの「住民」というのは、今、小早川先生が言われたように、最終的に目指しているものは何かというときの地方あるいは住民というのは、現在の住民だけではなくて将来の我が国の住民にとってどう利益になるのか、あるいは効果があるのかの視点が大事であると思います。しかし、ワードとして表現するとしたら、やはり住民になると思いますが、解釈としては、決して現在の住民だけではないのだという認識はすごく大事であると思います。

(神野座長) それは、これから生まれ出る子供たちというような意味でよいですね。そうではなくて、他から交流してくる人たちを含めてという意味でしょうか。

(森議員) そういう意味ではないです。

(神野座長) これから生まれ出るといふことでよろしいですね。

(森議員) はい、そういう意味です。

(柏木議員) 冒頭の事務局の御説明の時に、言葉そのものについても大臣含めて大変慎重に選ばれたというお話があつて、その御配慮は大変よく含まれていると承知した上で、先ほど座長からも御説明のあつたポイントの1、2、3の流れを実現していく時に、実現のためには地域の実情、独自性を理解して、地域の中で優先順位を決めていくという変化が生じる必要があると思います。やはり中央が決めるということよりは地域の判断が必要です。判断をするといふことは、それに伴う責任が生じるといふことなので、このミッションの中にもそういう意味で「自立した」といふ表現になっていると思います。いわゆる自治体、住民自身が自立し責任を持っていくといふ意識の改革のようところがもう少しこの中に出てきても良いと思つております。一方で、住民が判断するためには、これまでも自治体等々いろいろな説明努力をしているとは思いますが、実際に行政そのものが見えづらかったり分かりづらい部分があることも事実で、より開かれた分かりやすい行政を実現しながら、住民が自立し、責任を持って判断していくといふようなことが少しこの中に含まれても良いと拝見して思いました。

(後藤議員) メーリングリストに書かせていただきましたが、最初に読ませていただいた際の印象といふのは、生活者目線の言葉を選んでいただいて大変良いと思つました。このミッション、「個性を活かし自立した地方をつくる」といふことですが、これはとても重要なことで、これまでの均衡ある発展を目指して、全国一律に地方分権を進めていくといふことではないといふのは非常に大きなポイントです。逆に言うと、それぞれまだら模様といふ言い方はおかしいかもしれませんが、全国一様ではないといふことが「自立」といふ言葉に込められていると思つます。ですから、これは国が権限を分け与えて、1つのやり方で、1つの方法で、1つの色合いで全国に広めていくといふことではなくて、そこには当然様々なメリハリが生じてくるだろうと思つます。ある意味でボトムアップ型の地方分権と言いますか、それぞれの地方で実力をつけたところが権限を受けとっていき、どちらかといふと権限を分かち合うような分権になっていくことを最初のミッションの1行目でうたわれているのではないかと読ませていただきました。それが今回の地方分権に対する非常に強いメッセージなのではないかと思つました。

4つのポイントについてですが、補足で御説明いただきたいと思つますが、大切にすゝる、汲み取る、元気をつくる、促進するといふのは誰がするのでしょうか。我々有識者会議が大切にすゝる、汲み取る、元気をつくる、促進すると読むのでしょうか。

(神野座長) そうではありません。

(後藤議員) その点の補足の説明をいただければと思つました。

(神野座長) これはなかなか難しく、例えば「住民の想いを大切にすゝる」といふときには、主として、いわば地方政府のようなものを行政は想定しているかと思つますが、

「基礎自治体の考え方を汲み取る」と言ったときには、今、まさしく後藤議員が話されたボトムアップ、ドイツで言えばコルポラチオンと言った方が良いかもしれませんが、そういう意味で書いております。どこが主体かと言われると困るわけで、制度を作る時の原則をそれぞれうたっているというように、地域の元気をつくるのもそうですが、地方分権改革の政策の基準ないしは原則みたいなものとお考えいただけるとありがたいと思います。ここの会議で打ち出している原則論です。ですから、先生が話されたいろいろなこともそこに入りますし、前回御発表いただきましたところに着想を得て、資料にスペースを取らせていただいておりますが、例えば、「広域で連携し、自立した地方自治体がお互いに協力をし合います。地方自治体の自立性が高まるほど、連携が強固になっていきます。」というような意味になっているわけです。しかしそれは誰に向かって言っているのかと言われると明確ではございませんが、いわば政策の原則であると御理解いただければと思います。ほかにはいかがでしょうか。

(白石議員) ポイントで、まさに「基礎自治体の考え方を汲み取る」と挙げていただきましたが全くそのとおり、私どもの考え方と同じであると思います。住民に最も身近な市町村の意向ということは、つまり住民の意向ということなのです。地方へもう少し権限を任せてほしいということは、まさにここにある。ですから、1の「住民の想いを」という部分についても、地域に対する住民の想いをもっと大切にしてほしいということが基礎自治体の訴えなので、これは全くそのとおりであると思います。

(神野座長) ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。

(勢一議員) 大変分かりやすい表現を使って、住民目線で書いていただいたので非常に良いものができていると私は評価しております。

少し基本的なところに関わるかもしれないですが、これまで地方分権が徐々に進んできていまして、その中で2013年の今の時点で更に進めるためにということで新しく推進体制を整えましょうという段階になっていると認識しています。そういう意味で、基本的な考え方についてですが、これまでの地方分権改革の理念や原則などとの関係性はどのように捉えたら良いのかを少し考えております。例えば直近ですと2007年に地方分権改革推進委員会から「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」が示されておまして、そこに幾つか原則や理念が書かれています。少なくとも今回試案でいただいたものは、大筋として基礎となる考え方は変わっていないという認識をしているのですが、これまでのものに対してどのような補足や修正をしていると捉えたら良いのか、私自身は考えているところです。

(神野座長) むしろここで議論をしていただきたいと思います。つまり、これは前回の会議で大臣が御発言になっていますが、まず、これまでのステップを踏まえた上で次のステップをどうやって進めていけば良いのかを考えたいと思います。評価にもよりますが、今までの地方分権である程度のベースキャンプができるという前提で第2、第3のキャンプをどうやって作っていったら良いのかということをごここで考えてもらいたいと

というお話であると思います。

そこで、1つは今、頂上はこちらではないでしょうかという大きな方向性を示しましたので、次にどういうステップでどのようにやっていくのかということについては、ここで御議論をしていただきたいと思います。そのための資料として今までのことを整理しながら、方向性と山道を登る筋道、ある程度こんなことではないでしょうかとお示しておりますので、これについて英知を結集して御発言いただければと思います。

(勢一議員) ありがとうございます。では、これから議論が開かれているという理解でよろしいでしょうか。

(神野座長) はい。

(古川議員) お礼が2つございます。最初に、今回、神野座長においては検討試案をおまとめいただいておりますが、大変見やすい形でまとめられていると思います。これも含めて神野座長の指導力によるものだと思いますので、非常に見やすい形で良いものをまとめていただいたとっております。

また、第1回の有識者会議で私が、あの時の資料には民主党時代の自己仕分けで地方に移管することを検討するものが出ておりましたが、それだけではなくて、実は積み残しになっていると言うか、国の方からこれは渡せないと言われたものがたくさんあり、それを出していただきたいという願いをしましたところ、今回このような形で出してもらったということに対して、心から感謝を申し上げたいと思います。事務局の作業もいろいろとあったかと思っておりますので、感謝申し上げたいと思います。私としては、この仕分けでC-cとなったもののうち、どういうものが実行に向けてできるのかということが1つ問われているのではないかと感じておりますが、いずれにしてもこうしたことをしていただいたことに対しては、心から感謝申し上げたいと思います。その上で、このミッション及びビジョンについて、既に提出しておりますが、私の考えを述べさせていただきます。

一つは、先ほど小早川議員からもありましたが、確かに「地方」という言葉と「地域」という言葉は明確にイメージ的な使い分けがされていると感じておまして、「地方」というのはまさにガバメントのことを意味していて、「地域」と書いてあるところはエリア、そこに住まう人達ということ意識しているという印象を持ちました。その上で、この会議のミッションが地方自治体の在り方についてのものであるとするならば、確かに「地方」ということなのだろうと感じておりますが、その前提として、更なる地方に対する規制緩和と権限移譲を行っていくのは何のためなのかということをつけ加えてはどうかというのが私の意見です。「個性を活かし自立した地方をつくる」のは、国と地方双方の機能を強化するために行うというのが私の認識でして、国から一方的に何かを剥ぎ取って地方の部分を大きくすれば良いというものではないはずというのが私のイメージです。国は国でやっていただかなければいけないことが山ほどあります。むしろ様々なことがこれまでよりもより高く強く求められているのかもしれないとも感じておりま

す。国の役割に専念していただいて、世界の中で我が国がしっかりとした成長を遂げていくことができるようにしていただくことが国ならではの仕事だと思っております、その意味では国の機能を強化することも必要です。そうなっていくと、必然的に内政に関わることについては地方にという話が出てきて、結果的に見れば国と地方、双方の機能を強化することが地方分権改革で、目指そうとするところの目的になるのではないかと、このように提案させていただきました。

また、先ほど勢一議員からお話がありました、この地方分権改革が何を指すのかということについて、地方分権改革推進委員会では地方政府の確立という言葉がその時の新しい言葉として出てきました。それまで「ローカルガバメント」という言葉になっていたものを日本語として「地方政府」という言葉を推進委員会の勧告の中で使ってくださいました。これが、当時の地方分権改革の一つの到達イメージであったかと思えます。私はそれに倣って言うならば、今回の地方分権改革では「地方政府」というだけでなく、地方が自立したものとなるような「地方自立自治体の確立」とでも言うべきものを目標として掲げたら、より我々が目指すところのものが見えてくるのではないかと、思っております。これまで地方自治体は、国に対して過度に依存してきたということも実態としてあるかと思えます。そういったことから脱却していくためにも、「自立」の2文字を入れてみてはいかがでしょうかということが私の意見です。

あと手短にしますが、ビジョンについて、今三つ書かれていますが、ビジョン四つ目ということで四角形にさせていただいて、21世紀型の国と地方の新しい関係の創造ということを経営の中に加えていただき、これまでは地方ができることは地方にという形で、できるかできないかというところで国と地方の役割を分けていたわけですが、私はこれからの方向性を更に強調するという意味においては、国ができる役割ではなく、国でしかできない役割を国がやるということを経営として掲げられないのだろうかと思いにここに提案するものです。そして、それは国に対して一方的に求めるだけではなく、地方もこれからの在り方として、国への依存から自立し、責任というものをしっかりと果たしていかなければならないということで、それも合わせて21世紀における国と地方の新しい関係の中に含めたいと思えます。以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

私は元々戦略と戦術を3つの理念、5つの原則など、そういう形で明確にまとめたいと考えておりましたが、このような形できちんと分かりやすくまとめたことについては新藤大臣に仰ぎながら作りしましたので、分かりやすくうまくまとまっているところは新藤大臣の業績で、少し欠点があるところは私の至らなさとお理解いただいた方が良く、思っております。

ミッションのところの「地方」、これは「地方政府」ではないかと、よくよく読むとそういう感じであり、つまり、下の方で「地域」と言ったときには地域社会というような意味で書いておりますから、そのようにも読めるのですが、元々「個性を活かし自立

した地方をつくる」ということについては、前回、新藤大臣が次のようにこの会議のミッションを言っております。それは日本を再生させ、地域の活力を引き出すとともに日本、国全体を元気にさせるために地方分権を推進する、これがミッションであると言われたので、私なりに表現をさせていただいております。ビジョンを実現する主体として先ほどの「地方政府」と使うか「地方自治体」と使うかというようなことについては表現の仕方はあるかと思いますが、ここは漢として使っているとお考えいただいた方が良いでしょうと思います。ミッションは、前回新藤大臣からいただいたミッションをどうにか実現したいというようなことで作っております。

それと言葉遣いその他につきましては、今後検討させて、全国知事会が決められているのは地方自立自治体でしたか。

(古川議員) はい。

(神野座長) 言語は共通体験に基づいて形成されるものなので、私も初期の頃、地方分権を進める時には、わざわざ「地方公共団体」という言葉を嫌って「地方政府」という言葉をずっと使い続けてきたのですが、言葉はそれなりに力がありますので表現ぶりは検討させていただくとして、御提案としてお伺いしておきたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。

(谷口議員) 様々に勉強させていただいております。前回の会議のお話や、また、この資料を拝読いたしまして、いろいろな重要な点について学ばせていただきました。このミッション、ビジョン、アプローチ、ポイント、全て重要なことが簡潔に示されておまして、私としても全く異存がないところです。

ミッションの「個性を活かし自立した地方をつくる」という主題の下に副題があって、「更なる地方に対する規制緩和と権限移譲」を具体的に表に出されているというところに非常に強い意思があると感じました。というのも、これまで学んできた日本の国と地方との関係あるいは地方自治体の仕事というものについて理解していたのは、やはり財政や、そういったものを国から移転してきて、それをインフラ整備事業に投入して、その地域のニーズに応えたり、あるいは地域発展させるというところがあったかと思いません。しかしやはり国家財政難の折、そういった財政移転という方法だけでは地方のニーズに応えられないということで、そうすると、財政上の豊かさというものが厳しくても住民ニーズに応えるために、地方行政や政治の仕事の仕方を変えたり、より自由度を上げることによって住民の皆様の自主性を支援するという方法に変わっていくのは、なるほど自然なことであると思いました。その意味で、ポイント1の「住民の想いを大切に」というところについて思いましたのは、「住民の想い」というものは実は多様で、場合によっては対立したり、お互いの利益が相反する部分もあるかもしれません、そのような場合、その住民の想いを調整したり問題を共有したりする仕組みが求められていくとも思いました。本来、そういったことは地方の選挙が担うのかもしれませんが、様々な考えを持った方々が選挙で代表を選ぶということであると思いますが、御存じのとおり地

方選挙の投票率というのは基本的に国政に比べて低い状態であるということを考えますと、「住民の想いを大切にする」という前提として、もう少し地方行政、地方政治に対する住民の関心度をそもそも高めていかないと想いも汲み取れないのかなと思います。一部の住民の想いを代表するわけではないかと思しますので、そういった意味では、地方政治、行政に対する住民の関心度の向上という点を目指すこともあり得ると感じました。以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。ほかにいかがですか。

(小早川座長代理) 申し上げようかどうかと書いていたら、今、谷口議員が非常に近いことに触れられましたので勇気付けられて申し上げます。

場所で言うとどこになるか、ビジョンのうちの、地域ぐるみでの協働というあたりかとも思いますが、今、谷口議員が選挙の投票率などのことにお触れになったのと関連してです。私は最初に、地方自治体が地域に対して、住民に対して何ができるかということが大事だろうと申しましたが、それをやるためには住民と地方自治体との間の信頼関係がどうしても大事になってきます。地方自治体に制度として力をつけるだけでなく、住民がそれを自分たちのために活用しようと、この地方自治体は自分たちのために何をやって来て、それだったら自分たちはこのように発言しよう、地方自治体のために自分も協力しようとなってはじめて地域が活性化します。ケネディの演説ではないのですが、そのように地方政府と住民とお互いに強め合っていくということがどうしても必要なのだろーと思います。地方自治体が何もできなければ、信頼されない。しかし、方向としては、事務・権限を増やしていく、自立性も高めていくということになりますから、やろうと思えば今後はできるようになります。それを住民も認めて、よし協力しようという関係を目指す、そういうことがどこかにうまく入らないかということを感じた次第です。以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

多分表現ぶりで少し解説しておいた方が良くと思うのは、ここの「住民の想い」は「思」ではなく「想」を使っておりますので、地域に対する住民の想い、アイデンティティーみたいなものですが、それを大切にしながら、ここで書いている住民というのは単に地域の傍観者として、公共サービスのいわば消費者としてやるのではなく、積極的な生活者として行動してもらうことを前提にしているということです。それは人材の持てる力を活かしたり、地域資源を掘り起こすといったときの地域資源というような物的な資源だけではなくて人的な資源を含めて最大限活用することにより、日本全体の成長戦略に対する思いを一応込めているつもりです。改革が住民の生活をどう豊かにするか、それを意識することを目指すということは、ミッションの目的ではないかということもあり、ここに書くのが良いかどうかは問題があるかもしれませんが、そういう表現として使っているということだけ少し補足しておきたいと思います。

どうもありがとうございました。ポイント1について、これはまた後で最後の全体の

論点について御議論いただくところで戻っていただいても構いません。

(青木次長) すみません、事務局の方で神野先生のお考えを2点だけ補足します。

森市長が言われた将来の住民ということなのですが、住民の想いが「想」になっているということについて神野座長から何度か御説明がありましたように、不満であるということやぶつけるような住民の想いではなくて、今までの地域の歴史、これからの地域の将来、いろいろなところを考えた上での想いというものを重視すべきだというやりとりがあったことは事実であります。まだ明確に将来の住民という言葉が出て議論したことではないのですが、そういう背景があったことを一応御紹介だけはさせていただきます。

後藤議員からお話がありました、ミッションの「個性を活かし自立した地方」ということと「権限移譲がある種まだらになる」ということとの関連性についてどの程度議論ができていたかということについては、実はまだらになることを一切否定しているわけではないのですが、仮に一律に規制が解かれる、一律に権限が移譲されるということであっても、その地域においてその権限をどう使うかはその地域によってそれぞれ違うということになるので個性も活かされるだろうし、自立した方向に行くだろうということも含意されると思います。しかし、まだらになるということも全く否定しているわけではなくて、目線は現場、地方に置こうということだけは確かでありまして、その点では後藤議員の言われるとおりでありますが、そんな議論の背景の下にこの表現になっているということをお紹介いたします。補足説明は以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、最初に御説明いたしましたように、次の論点に入りたいと思います。先ほどの資料で3ページのアプローチ、つまり「新たな推進体制の構築」について御意見頂戴できればと思います。いかがでしょうか。

(柏木議員) 前回、古川議員からこういう資料をというご提案があり、私も是非拝見したいと思っていました。こういう形で提出していただいたので、大変参考にさせていただきました。私の理解で言いますと、いわゆる丹羽委員会の勧告に対して各府省が現状では移譲が難しいということで出された事務・権限の取りまとめであると理解しております。残念ながら、私は行政のことが詳しく分かるわけではないので、この一覧を見ましても、そもそも事務・権限の中身が詳細に分かるわけではないのですが、一方で素人なりに見ていまして、例えば事業に対する免許の付与であったり、こういうものは別に開放しても良いのではないかと勝手に思えるものがあるのも事実であります。そういう意味で、現状の中で何か業務移管するための障害があるから移譲できませんということや議論が終わるのではなくて、いかにすれば事務の移譲が進んでいくのか、どうすれば移譲した方がよりメリットが大きくなるのか、と議論することが地方分権推進の議論の柱と思っております。現状、今これができないということは大変良く分かるのですが、今後の議論としては、ここに神野座長に御提出いただいているような分科会などで、何

が障害になってこのことができないのかということも議論すれば良いと思います。例えば業務フローそのものが上流から下流に一体になっていないと事務の効率を圧倒的に下げるから今は移管しない方がいい、こういう事務ができる人的な能力が極めて限定されているから、それを地方に移せないとか、時間軸の中で今はできないですが、こうなったらできるという説明を神野座長提出資料にある専門部会などで少し聞かせていただいて、個別の問題もあると思いますが、どうにか構造を変えないと地方分権は進まないという議論をさせていただくことが大変意味があるのではないかと考えております。そういう意味で、ここに御提案いただいているように専門的な方に入っていただいて個別の業務の移譲に当たってのネックになっていることを皆様と御議論していくことに意味があるのではないかと考えております。

(神野座長) どうもありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。御意見頂戴できればと思います。

(勢一議員) 検討の進め方についてですが、これから先、今示していただいたような資料の内容を検討していくということももちろん重要ですが、できればこれまで先立って地方分権が行われてきている先駆的な分野について、少しフォローアップをすることはできないかと感じています。実際に地方分権をした結果、どういう形で業務が良くなったか、どういうところがうまくいかなかったのかを検証することによって、これまでの改革に何が足りなかったのかを確認することができるのではないかと考えています。

現実的にどのくらい実現できるのかというのは、私の立場からは分からないのですが、もしそういうことが専門部会の中でできるのであれば、それを今後の地方分権の在り方や手法の選択に生かすことができるのではないかと考えました。以上です。

(神野座長) 分かりました。今の御意見は、専門部会などの体制ができた場合に、そこでの具体的な検討内容の1つとして、今おっしゃったようなことが必要なのではないかと御意見と承ってよろしいですか。

(勢一議員) はい。

(神野座長) 分かりました。ほかはいかがでしょうか。

(森議員) 専門部会について、どのようなネーミングにするかは別として、検討を進める方向性は共有していると思いますので、御指摘があったような形で、第三者的にきちんと国と地方の両方の意見を聞きながら一定の方向性を出していく取組が良いと思います。

(古川議員) 推進体制の構築については、私もこの方向で賛成です。先ほど勢一議員からお話のあった分権改革の方向性の問題は、私も同じように考えております。提出している資料の3ページ目のところで、今後、どういう取組をしていかななくてはならないのかについて、一定の方向性が出る方が良いと考えています。具体的には、これまで地方分権改革推進委員会が勧告を出してきたものが問題点として残っており、こうした課題に取り組んでいくことが必要ではないかとした方が良く私は感じました。

新しい推進体制として専門部会を作り、客観的な評価・検討をやっていくことについては私も賛成です。また、偶然書いているのかもしれませんが、専門部会のテーマの例示として、産業・雇用、地域交通、福祉と書かれており、これについても賛成です。あまり細かく書くと、逆に縦割りのところしか見えなくなってしまうので、自治体の現場の気持ちに沿ったような形での分け方にした方が見えやすいのではないかと考えています。以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。議員の皆様方から、進め方の体制としてこうした仕組み、組織を作ることにほぼ同意されているのではないかという御意見と承りました。また、古川議員から、具体的な方法その他についても、専門部会のテーマはこのような形で良いのではないかとアドバイスがありましたので、そうさせていただきます。

さて、後でまた戻っていただいても構いませんが、最後、全般について御議論、御意見等ありましたら頂戴できればと思います。いかがでしょうか。

(古川議員) 1点目に、私の提出資料の1ページ目の下にありますが、ビジョンの4番目について「国ができる役割」ではなく「国でしかできない役割」という言い方ができないだろうかということと、地方は国へ依存するのではなくて、自分たちでしっかりやっていくという、これまでのもたれかかりから脱していくという方向性が出せないかということをお願いしているところです。

2点目に、私の提出資料の2ページ目について、検討試案の1ページ目の「基礎自治体の考え方を汲み取る」という話のところで申し上げれば良かったのですが、実は佐賀県の人口が85万人に対して、世田谷区のように90万人というところもあります。また、東京都の何千万人という人口のところがある一方、鳥取県の何十万人というところがあります。また、政令市に至っては三百何十万人のところから百何万人というところもあり、實際上、基礎自治体というくくりで同じようには議論できないと思います。横浜市長が基礎自治体の長として350万人の市民の気持ちを汲み取っていくというのはすさまじく大変な作業になっているだろうと思います。したがって、都道府県や基礎自治体という単位のみで本当に整理できるのだろうかということについて、様々な自治体があるということをイメージしながら議論していただくとありがたいと思ったので、「都道府県、市町村の規模の多様化を踏まえ、「地域」で広域自治体と基礎自治体の役割、関係を判断できるようにする」という表現にしました。単に基礎自治体か否かだけではなく、規模の多様化や、例えば今の大阪都構想などというのも広域自治体か基礎自治体かということの在り方について新しい提案が出てきているということだと思いますので、こういう視点が考えられないかということで提案させていただきました。

3点目に、「地域の意欲」と書いた「意欲」の部分は、大阪都構想のようなイメージであり、自分のところはこのようにしたいという意欲があるところはその意欲を生かせ

る仕組みが考えられないかかと考えた次第です

もう一点申し上げさせていただければ、先ほど「C-c」の話をさせていただきましたが、参考資料の中に、例えば都道府県の労働局でやっている職業紹介の仕事の移譲は無理であるというといったこと等が書いてあります。具体的に申し上げれば、ハローワークの仕事、直轄の道路・河川の仕事、農地の転用、中小企業支援、地域交通、これは前回も申し上げましたが、こうしたものについては、これまでも全国知事会や全国市長会から任せていただけないかという移譲の要望がずっと出てきたものです。難しいからこそ、これまでの経緯があり、なかなかできずにいることは重々承知していますが、こうした声が出てきているものについては、移譲に向けて取組が進むように、是非この有識者会議で、重かった石が動き始めれば、私としては大変嬉しいと思っています。是非お願い申し上げたいと思います。以上です。

(神野座長) ほかの説明も含めて、よろしいですか。

(古川議員) 結構です。

(神野座長) 分かりました。ほかはいかがでしょうか。

(後藤議員) 前回、新藤大臣の冒頭の御挨拶の中で、国民に実感を持って理解してもらう取組を考えなさいという宿題をいただいています。本日の資料にある、ミッション、ビジョン、アプローチ、ポイント、推進体制の構築は、非常にメカニックがきちんとしていて、これで前に進んでいくというのはよく分かるのですが、どうやったらそれが国民に実感として届くかという宿題について、どこで取り扱い、議論するかを少し視野に入れておく必要があると思いました。

(神野座長) ありがとうございます。

新藤大臣が間もなくこの会議に御参加されるために到着されますので、ここでもって一時議論を中断させていただいて、後ほどまた議論を再開させていただきたいと思えます。カメラの方が入るはずですので、よろしく願います。

(報道関係者入室)

(神野座長) それでは、今、申し上げたように、大臣に国会からわざわざこちらにお願いいただきましたので、大臣からお言葉を頂戴したいと思います。よろしく願います。

(新藤大臣) 4月12日に第1回地方分権改革有識者会議を行い、またこのような短い期間でお集まりをいただきました。本日は、前回の意見を踏まえ神野座長から御提案をいただいております。取りまとめを進めていきたいと考えています。

また、4月16日の閣僚懇において私から、国から地方への事務・権限の移譲について、各閣僚へ協力をお願いいたしました。そして、第3次一括法案も既に国会に提出しており、これについてもしっかりと議論を進めてまいります。できることややらなければならないことを着実に積み重ねていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

(報道関係者退室)

(神野座長) これまで議論が進んできた状況ですが、私から「個性を活かし自立した地方をつくるために」という検討試案について説明し、さらに事務局で補完的な説明をしていただきました。皆様方から議論を頂戴しましたが、勝手ながら総括させていただくと、国民に対して分かりやすくまとまっており、しかも生活者の目線が重視されているということで御好評をいただきました。

ただ、いろいろ御意見も頂戴しておりますので、これを反映させながら次にまとめていこうと考えております。

ミッション、ビジョン、アプローチ、ポイントについても大きな修正意見は無く、皆様に好意的な評価をいただきました。また、もう1つのポイントである「新たな推進体制の構築」については、全ての委員の方々から、このような組織を作ることは、この委員会の共有した合意事項ではないかという御意見を頂戴しました。加えて、古川議員などからも、このようにテーマごとに、大きく整理することは非常に良いという御意見を頂戴しました。専門部会を設置した後どのようなことを進めるべきか、例えば今まで進めてきた分権改革について改革を進めた結果どうだったのかとか、それらを検討してからやるべきだとかというような意見は出ましたが、こうした方向で推進体制をつくっていくということについては議員の皆様都合をいただいております。このような経緯で、今まで会議は順調に進んでおります。最後に全体的に見て御意見があるかということで議論を頂戴しているところです。

ここままで新藤大臣から何か御意見がありましたらいただければと思います。

(新藤大臣) これまでの議論を御報告いただき、本当にありがたく思います。私は国から地方への事務・権限の移譲と地方分権改革を新しいステージに進めなければいけないと考えています。事務・権限の移譲の問題については、これまで国と地方で話し合いが進まず、結局なかなか実現できていない状況ですが、今ようやく、実現できることや、地方がやりたいことは何かということがかなり出そろってきています。このような状況下においては、これらを実現させるための仕組みを作る必要があると考えており、今回の肝は、推進体制として、地方分権改革有識者会議の下に専門部会を作ることです。やはりスタートダッシュが重要であり、これを作った上で、成功事例を作り信頼性を上げようと考えています。全く仮ではありますが、テーマとしては、例えば今まで議論が出てきた福祉タクシーの話について、ストレートにそのままではなく、少し工夫をすればできる道があるのではないかということや、ハローワークについても、部分的な機能移管もできる可能性があるのではないかと考えています。

このように、まずどのようなテーマがあるのかを検討した上で、優先度やカテゴリーで分類し、必要に応じてどうすれば問題を解決できるかを国と地方双方が一緒になって専門部会において検討を進めるのがよいと考えております。

そして、専門部会で議論されたものを地方分権改革有識者会議で提案として取りまとめます。それを、総理を初めとする全閣僚が参加する地方分権改革推進本部に議題として上げ、そこで承認を得れば実現が前提となります。私はそのような体制を作りたいと考えております。だからこそ、本当にできることや、やらなければならないことを絞り込む必要があり、そのために専門部会という仕組みが必要です。

皆様方の知見を生かし、新しい考えを出していただき、実践的な計画を作成したいと考えております。よろしく願いいたします。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、全般的な論点について御議論を再開したいと思います。森議員がフライトの関係で早めに御退席されます。森議員より何かおありでしたら御発言をお願いいたします。

(森議員) 発言の機会があればと思っておりましたが、私は、先ほど後藤議員から御発言があったように、全国一様にすすめなくてもよいのではないかということが、まさに大事な点であると思います。前回も申し上げましたが、事務・権限の移譲を望む自治体と望まない自治体が出てくるということになっても良いのではないのでしょうか。そこが非常に大きなポイントであると思います。適切な例になるかどうか分かりませんが、私の信念として、放課後の学童保育は小学校3年生までで良いと思っています。4年生以上になれば、自分の力で親が帰ってくるのを待つ子供に育てなければいけないと思っております。我が富山市は、小学校3年生までは公費を出しています。4年生、5年生、6年生には公費を出さないということはずっと続けており、一部の保護者の方からは大変不評をいただいております。しかし、これは経費を節減するといった財政的な理由ではなく、今の時代であっても子育ての方法には志が必要ですし、それが子供の将来のためになると思っております。

一方、国レベルで言うと、日本は子育てのしやすい国であると国際的に言われるように、政策的に誘導していくことも大切です。ですから、この際、国の方針を打ち出し、現場で一定程度自由度がある制度が必要であると思います。中学生まで預かるということを選択する自治体があっても良いですし、実施しないという自治体があっても良いと思います。

これは、1つの例であり、自治体の自由にやらせてもらっている制度ですから権限移譲の対象に当たりません。しかし、これから様々なものについて権限移譲の議論が起きてくる際に、それを望む、望まないという選択、あるいは段階的にやるという選択など、さまざまな自由が地方に認められることが必要であると思います。

(神野座長) どうもありがとうございます。

さらにほかに御意見がありましたら、遠慮なく御発言ください。

(古川議員) 長年、この課題に取り組んでいらっしゃる神野座長や小早川座長代理に教えていただきたいと思っております。これまで累次にわたって地方分権改革

についていろいろな取組がなされ、その成果あるいは反省の上に立って、事業の進め方についてこうした御提案があったのではないかと考えていますが、今後、我々は何に気を付け、どういうことをやっていけば、これまでやってきたものから先に進むことができるのでしょうか。皆様の御意見をいただければありがたいと思います。

私も全国知事会のメンバーの1人として、この地方分権改革には自分なりにいろいろコミットしてやってきたつもりであります。かなり進んだ部分もありますが、なかなかうまくいかない部分もあり、それを第2次安倍内閣において、新藤大臣の下進めていく以上は、それまでできなかったことを少しでも前に進めていくようにしなくてはならず、そのために我々がいると思っています。何の質問なのかよく分かっていただけないかもしれませんが、その際に、注意すべきことと、必要なことがあれば聞かせていただければありがたいと思います。

(神野座長) 小早川座長代理、何かありましたら御発言をお願いします。

(小早川座長代理) そこは古川議員の方がいろいろ御存じでしょうが、質問されましたので学生の気分に戻ってお答えいたします。神野座長からまた話があると思います。

前日も申しましたが、細かく見れば問題が様々にあり、大きく見ればまだまだ地方分権は必要であろうと思っています。このように私が感じますのは、国側が権限を渡さない、あるいは縛りを解かないとがっちり言うのに対して、地方側、地方自治体側のうち、元気の良い方々は、権限を渡して欲しいと威勢の良いことを言います。しかし、国側は、あなたはそう言われるが、皆様そうなのですかと問います。そこでぶつかってしまい、地方側が十分説得できないまま作業は進んでしまいます。そのところをどうするかということが問題です。私は今日最初に、自治体を強めるのは結局、住民の福祉のため、住民を元気にするためだろうと申しました。そのためには、自治体と国の対立構造ではうまくいかないところがあります。それを解決するためには、住民のためにはどういう仕組みがあり得るのかというレベルで議論することが必要ではないでしょうか。先ほど森議員や後藤議員が言われましたように、それは全国一様である必要はありません。国と地方がどう役割分担するかはいろいろなパターンがあり得、それぞれの地域で、地域のために一番良いことは何か、住民のために何が可能かということ、対立から少し距離を置いたところでよく検討していくことが大切です。さらに、ある地域ではできるが、別の地域ではできないのはなぜなのか、そしてこの差を埋めるような仕組みは何かということ、御提案された専門部会で客観的に分析、評価していけるのではないかと、かなり大きな期待を持っている次第です。

(古川議員) ありがとうございます。

(神野座長) 私は、余り付け加えることはなく、新藤大臣がおっしゃったことに尽きるのでしょうか、一番重要なところは、ミッションを見失わないことであると思います。何のためにやっているのかというミッションを見失わない、例えば、道に迷った人たちに道を教えるには、あなたの行くところはこちらですよということ、をまず明らかにする

ことが一番重要です。前回、新藤大臣から、これまで地方分権を進めてきたステップがきちんとあって、その上で次のステップのどこを踏んでいくのかという御質問がありました。行く道はいろいろあるかもしれませんが、しかし、ビジョンやミッション、つまり、方向性がはっきりしていれば、途中で道路工事をやっていてこの道は行けないとなったときに方向転換ができます。これがかなり重要ではないでしょうか。今後、折衝や提案をして、双方にいろいろな対立や障害が出てきます。しかし、もう一段階上の目標を考えると両者の想いが一致している場合があります。つまり、小目的では対立していますが、中目的を考えてみた結果は同じであり、妥協できることがあるというのが私の経験です。今回は大目的、中目的、小目的というようなことを明確にしながら進めていこうとしておりますので、新藤大臣がご指摘された、今までやるべきことが分かっているにも関わらず進まなかったという点については、1つ解決できると思います。

それと問題を明確にし、道筋を明確にすることが、新藤大臣のお話のように、国民が地方分権の成果を実感できるということに通じるのではないのでしょうか。改革を進める重要な点は、明確に問題点が整理されていること、そして、それを進める情熱です。抽象的な答えで申しわけありません。

(古川議員) ありがとうございます。

(神野座長) そのほかいかがでしょうか。

(後藤議員) 先ほど森議員から御発言のあった今回は全国一律の地方分権である必要はないのではないかというお話について、私は本当にそのとおりだと思います。それが、冒頭申し上げましたように、ミッションで明確に「個性を活かし自立した地方をつくる」というところに表されていると思います。従来の均衡ある発展という言い方では無くなっています。そうしたときに、何か良い参考事例はないかと私自身考えていたのですが、私の分野に比較的近いところで、景観法に基づく景観行政団体というものがあります。景観法において、デフォルトでは景観行政団体は都道府県と政令市と中核市です。その後、各基礎自治体が景観条例、景観計画を作って実力をつけていくと景観行政団体になることができます。景観というものは、まさにそこに住んでいなければその価値を見出せないわけですから、東京都の場合、千代田区から小笠原まで一律に景観行政を都が行うのではなく、それぞれがこういう景観行政を進めたいと名乗りを上げて権限を獲得しています。したがって、景観行政団体の実力に応じたもの、あるいは景観法で言えば、特徴的な景観を有している団体が先進的に動くため、全国一律ではなくまだら模様になるのは当然です。そういうことも参照できる事例ではないかと思えます。

(神野座長) ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

(白石議員) 以前も発言しましたが、今度はテーマごとに検討するということで、特に例として「産業・雇用、土地利用、地域交通」とありますが、土地利用や農地の在り様は地域によってそれぞれ違います。

今回、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）の問題もあり、農業団体等もいろいろ動

きを見せていますが、既に農業を辞めたいという方もたくさんいて、耕作放棄地もますます増えていきます。年配の方は、耕作放棄地を処分して、老後の生活資金に充てたいという方も多くいる。しかし、土地利用に関しては農地利用で一度縛られてしまうと、住民の方々から私どもが幾ら陳情を受けても何もできません。

ですから、先ほど森議員もおっしゃいましたが、恐らく全部の町村が自由に土地利用をしてもよいというわけにはいかないと思いますので、その地域の場所や規模などに応じて、ある程度自治体の長に権限を与える、そういう配慮はあっても良いと思います。私の町などは松山市の隣で、たった20平方キロです。しかし、農地はあります。もし土地利用に関わる権限が移譲された場合、農地を全部潰して市街化しようなどということは現実的にできません。そして、それぞれの地域に応じた形で土地利用もできるわけです。土地利用に関わる専門部会の委員に私が入るならば、その時に具体的に申し上げたいと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

途中ではありますが、先ほど申し上げましたように森議員がフライトの都合で富山にお帰りになりますので、途中で御退席されます。

(森議員) 途中で失礼いたします。

(森議員退室)

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、引き続き御意見、御議論があれば頂戴できればと思います。

(柏木議員) 全然ポイントの違う的外れな意見かもしれませんが、そもそも本有識者会議が、推進本部の調査・審議の機能として発足していることは承知の上です。それを踏まえて発言させていただくと、例えば今回おまとめいただいた事務・権限の移管を議論して、実際に進めていくときに、いわゆる受け皿となる自治体は、現行で言えば都道府県や市町村という流れになっていくと思います。さらに議論を進めていくと、ここにも広域の連携のようなポイントも書いていただいておりますが、例えば道州制や広域連合という現行ではない形を想定した議論も恐らくテーマとして存在すると考えています。

新聞等を拝見していますと、国会に道州制基本法案を提出する等の動きがあります。今後どのように国と地方が役割分担をしていくかという議論をする際に、先ほど神野座長からも段階的に地方分権の議論を進めていきたいと思いますというお話があったので、本有識者会議の立ち位置としては、現行の構造を前提にして、まずは議論をしていくということでしょうか。この間、後藤議員からドイツの広域自治体などのお話をお聞きしたところ、こういうものも存在するのかということで大変勉強になったのですが、それらの事例のような、これまでになかった仕組みもどこかで念頭に置いていくのかということところが私自身少し理解できておりません。今後の議論の進め方として、その辺りはどのように認識すれば良いのかということについて伺えればと思います。

(神野座長) 事務・権限の移管の受け皿については、当面は現行の制度というよりも、

漠として想定しておいていただきたいと思います。前回、後藤議員が言われたようなことは、既に日本でも、広域連合や一部事務組合など様々な諸制度、さらには今後検討していくであろう定住自立圏構想や中心市などいろいろな構想があります。そこは現行の制度をぎちぎちに動かさないというよりも、むしろ受け皿となる対象の議論は漠として進め、具体的議論に入った際に、現状に問題があつて制度そのものを変えないとどうしてもできないというような事態になったときに考えていくというように、私の方では運営しようと思っております。新藤大臣から何かありますでしょうか。

(新藤大臣) 柏木委員の御指摘は、議論の根源に関わることであり、私もずっと考えている問題です。前回の会議の際に地方分権改革有識者会議の役割として、私はお願いしたいことが3つあると申し上げました。

1点目は、これまでの地方分権改革の流れや歩みを総括し、今後どのような地方分権改革を推進していくべきなのかを御議論いただきたいということです。

2点目は、今まで進めてきた分権改革があるにもかかわらず、その成果が国民に余り知られておりません。これまでの改革の成果を整理した上で国民に知っていただく努力も必要であり、この会議では今までの地方分権の取組の総括をお願いしたいと考えております。

3点目は、今やらなければいけない課題の推進の方法を御議論いただきたいと考えています。本日御議論いただいているのはこの3つ目についてです。

目の前にある課題を解決していく中で、どのようにこの国の分権改革を進めていくのかは、最終的に国の統治機構に関わります。私は地方分権の担当大臣と地域活性化の担当大臣と道州制の担当大臣と3つそれぞれ別の大臣として受け持っております。道州制を進める時に、形だけ議論しても意味がありません。道州にどのような権限を持たせ、結果的にどのような暮らしを実現させるのか、それは国家としてどのように機能強化に結びつくのかを考えねばなりません。今、実は道州制担当大臣としては、新しい組織をつくっていません。与党の方で国会に道州制基本法を提出する準備を進めています。報道にあるように簡単には提出されないと思いますが、各政党の間で議論をさらに深めていくことになると思います。その上で、地方分権改革・地域活性化による地域の元気づくり、またアベノミクス特区と言われていますが、国家戦略特区として、国際社会から企業も呼び込めるような特区についても取組を進めており、これも恐らく私が担当になることと思います。

このような様々なことを考慮に入れた上で、国のグランドデザインができ上がってくると考えています。その中で、地方分権も地域活性化も道州制も同じ方向に進んでいくはずであると考えています。あとはアプローチの仕方の問題であると考えているので、まずはどのように改革を進めるかということについて議論していただき、その先のこととして統治機構について議論して頂ければよいのではないかと考えております。道州制を進めるとすれば道州にどのような権限を持たせればよいのか、道州制ができる前にまず現状の

体制においてどの部分を直せばより地域が自立するのかなどの議論を先に見据えながら改革を進めていけばいいのではないかと考えております。今後の地方分権はどうあるべきかについてフリーディスカッションをしていただき、委員皆様の御意見を頂戴したいと考えております。

(神野座長) ありがとうございます。ほかはいかがですか。

(谷口議員) いろいろ勉強させていただいております。先ほど小早川座長代理から、長年、なかなか地方分権改革が進まない1つの要因として、国と地方との関係性があるというお話があったと思います。国の行政の考え方を想像しますと、恐らくこの地域ではこれは緩和するがこの地域ではない、この事業は場合によってこうであるが別の場合は違うなどというやり方をすると、行政的に非一貫性や齟齬が生じます。こういった非一貫性の問題が憂慮される場合があります。もう1つは、地方の自治体の仕事の仕方は、恐らく地方の政治の状況に左右される面もあるので、ある政治状況が変わるたびに施策が大きく変わってしまうと住民生活に大きな影響が出ます。したがって、地域的な一貫性と時間軸的な一貫性が憂慮されるという場合には、受け皿としての自治体も、地方分権に対して消極的な姿勢になるのではないのでしょうか。

地域的な一貫性と時間軸的な一貫性に対する対処法としては、先ほど御意見にあった、一様でなくても良い、つまり、ある自治体は導入するが、ある自治体はしないという横軸における多様性が許容されるべきという点と、もう1つ、段階的という言葉が神野座長が言われましたが、縦軸の意味でも一様でなくてもいいという点があります。ある自治体やある行政体が試していることについて成り行きを観察し、良いところ、そうでないところを見ていく方法もあります。国の行政としても、そういった試行事例があることが権限等に移譲する際の安心につながるのではないのでしょうか。つまり、ここである事務について、一様にこれはオープン、オープンではないというふうにすると、各省庁も国の行政も勇気が要ると思います。そこで、前回の会議で古川議員から特区的なものをより一般化した形で試すという方法について意見がありました。やりたい自治体、やる能力がある自治体、サイズが大きい自治体が試行的に実施し、それによりメリット、デメリットを検証した上で、ほかの自治体に対して普及させるような仕組みのような、時間軸における多様性を考えていくと、お互い摩擦が減るのではないのでしょうか。以上です。

(神野座長) どうもありがとうございます。ほかはいかがですか。

(白石議員) あくまでも今回の地方分権は、現状である47都道府県、1,700余りの市町村と基礎自治体を前提にした議論であると思います。新藤大臣は確かに道州制も担当される大臣ですが、決して道州制を前提にした権限云々の話ではないということだけは是非確認をしておいていただければと思います。

(新藤大臣) そのとおりです。

(神野座長) あといかがですか。

(古川議員) 各議員の御議論は全くそのとおりに思いながら拝聴していたのですが、何のためにやるのかという議論の際に、国と地方が一見対立しているかのように見えるのは、何も仲が悪いわけでもなく、皆それぞれのポジションで真剣に仕事に取り組んでおられる結果ということなのだろうと思っています。

先ほども申し上げたように、なぜ地方分権改革をやるのかと言えば、このままいくと我が国はどうなるのかという不安があるからです。その不安を払しょくするために、国が国として今やらなければいけないことがたくさんあると思います。国は、国にしかできないことを機能強化し、そうすることによって、我が国がどこの国に対してもきちんとやりとりをしていけるような体制を作らなければなりません。地方は地方で、国にいろいろなつまらないことで頼らず、しっかり施策を展開していけるようになります。国も地方も機能強化していき、無駄に頼ることにならないようにするのがこれからの国の在り方であり、このために地方分権も議論としてあるという気がしています。

まだ新藤大臣がお見えになる前だったのですが、ミッションのところに、国と地方はそのような関係があるべきではないかということを入れてはどうかと御提案させていただきました。改めて各議員の御議論を伺っていて、入れてはどうかと思ったところです。以上です。ありがとうございました。

(神野座長) ほかはいかがですか。

どうもありがとうございます。そろそろ時間ですので、この辺りで終了したいと思います。最後に、新藤大臣に、一言御挨拶いただければと思います。

(新藤大臣)

先ほど神野座長が言われたように、課題を明確化し、その解決策を示し、情熱を持って当たるというプロセスを踏んでいきたいと考えております。繰り返し申し上げますが、この有識者会議を実践的な会議にしたいと思っています。成果を出さなければ意味がありません。この有識者会議というのは、調査・審議を担っていただきます。そして、その取りまとめを政策として決定するのは推進本部でありますので、この場において個別の政策を認めるべきか否かという議論を行ってしまうと調査・審議にならなくなってしまいます。民主党政権時代の地域主権戦略会議は調査・審議機能と政策決定機能が一緒になっており、調査審議をしながら政策決定を行うということがうまくいかず、改革が進みませんでした。したがって、私はあえて本部と有識者会議を分けました。まずはこの点を意識していただきたいと存じます。

5月の3週目あたりに、一斉に政府は様々な取りまとめを行います。その中で、骨太の方針と成長戦略を安倍内閣としてまとめます。そこで地域活性化や地方分権はどうあるべきかという項目が必ず出てきますので、そこにこの有識者会議で議論を取りまとめた成果物を載せ、国家の方針・国策プロジェクトにしていこうと考えております。したがって、次回は5月15日にお願いするということで調整していただきました。15日の会合で取りまとめた議論を経済財政諮問会議や成長戦略会議に私から報告をしたいと考え

ておりますので、それを踏まえて御議論をいただきたいと存じます。本日は様々な意見を賜りましたが、それらを踏まえて次回中間とりまとめを行いたいと考えております。

(神野座長) どうもありがとうございました。

今、新藤大臣からもお話がありましたが、次回は、本日いただきました議員の皆様方の御議論を今日提出した検討試案に反映させ、中間的な整理として「地方分権改革に係る基本的な考え方」というような素案を提示させていただきます。その上で御議論を頂戴したいと思います。今日、様々な生産的に御議論をいただきましたので、それを反映させていただきますが、私の印象では割とすっきりまとめるということは評判が良かったと認識しております。そのメリットを殺さないような形で取りまとめたいと考えております。新藤大臣の御指導を仰ぎながら作り、議員の皆様方に御提示いたします。

新藤大臣からもお話がありましたように、5月15日(水)は13時から予定していますが、中間的な整理として、地方分権に関わる基本的な考え方についての一定の取りまとめをしたいと思っています。そして、5月中旬に予定されている経済財政諮問会議での議論に反映できるようなものをまとめたいと考えています。地方分権改革の今後の推進体制についても本日御議論いただき、ほとんど全員の皆様方に、客観的な仕組みが必要なのではないかという考えを共有することができましたので、この考えも中間取りまとめに盛り込みたいと思っています。また、国から地方への事務・権限の移譲等については、大臣から各閣僚に協力を依頼された結果について、御報告をいただけると聞いております。

それでは、これにて本日の会議を終了させていただきますが、この会議については、この後、私から記者ブリーフィングを行うこととしています。夜遅くまで御熱心な御議論を頂戴したことに、重ねて感謝させていただく次第です。どうもありがとうございました。

以上